

## 田辺市デジタルサイネージシステム調達仕様書

### 1 調達の目的

近年、地方公共団体には自治体 DX の推進や SDGs への取組が求められていることから、令和 6 年度に供用予定である田辺市新庁舎（以下「新庁舎」という。）においては、従来の庁舎のあり方を見直しているところである。その 1 つとして挙げられるのが、ポスターと会議案内のデジタル化である。

本調達は、新庁舎にデジタルサイネージを設置して、市政情報、観光・イベント情報、啓発情報等の情報を来庁者に分かりやすく提供することで、施設の情報発信機能を高めるとともに、来庁者の利便性を向上させることを目的とする。

### 2 調達の概要

#### (1) 調達品名

田辺市デジタルサイネージシステム

#### (2) 納品場所

和歌山県田辺市東山一丁目 5 番 1 号

#### (3) 納入期限

令和 6 年 4 月 30 日

※納品は新庁舎の完成日以降とし、発注者が指示する日程による。

（新庁舎完成予定：令和 6 年 3 月末）

### 3 前提条件

#### (1) 全般

デジタルサイネージの設置箇所は新庁舎とし、全て屋内に設置する。また、デジタルサイネージシステムで使用するネットワークケーブルの敷設管路及び電源コンセントについては、別途田辺市（以下「本市」という。）が準備したものを使用すること。

調達するデジタルサイネージシステムは、納入から最低 60 か月間（5 年間）使用することを想定している。そのため、納入から最低 60 か月間、デジタルサイネージシステムが正常に稼働するために必要となる全ての費用を算入すること。ただし、調達機器の無償保証期間を超えるハードウェアの故障に係る修繕費用は含まない。

#### (2) デジタルサイネージで配信するコンテンツの種類

デジタルサイネージの用途は、以下の 2 種類を想定している。

##### ア ポスター掲示用デジタルサイネージ

市政情報、観光・イベント情報、啓発情報等の従来ポスターで掲示していたものをデジタルサイネージで配信する。なお、デジタルサイネージで配信するポスター数は、約 340 種類を想定している。

イ 会議案内用デジタルサイネージ

新庁舎で行われる会議等（その他催事及び行事を含む。）の案内を配信する。同時に配信する会議室数は15室程度で、配信する項目は「会議室名」「階数」「開催時間」「会議等の名称」「担当課」を想定している。

(3) コンテンツの配信方法

配信するコンテンツの電子データは、本市が取得することとする。

ア ポスター掲示用デジタルサイネージ

(ア) 各ポスター掲示用デジタルサイネージそれぞれで、全てのポスター（340種類）を配信すること。

(イ) 配信は、ポスター掲示用デジタルサイネージ個別に行うこと。

イ 会議案内用デジタルサイネージ

(ア) 全ての会議案内用デジタルサイネージで同じコンテンツを配信すること。

(イ) 会議等が開催されず配信するコンテンツがない日も考えられるため、配信するコンテンツがない日の会議案内用デジタルサイネージの活用方法を提案すること。

(4) 外部ネットワークとの接続

デジタルサイネージシステムは、インターネット等、外部ネットワークと接続せずに構成するものとする。

#### 4 調達範囲

調達の範囲は次のとおりとする。

(1) 機器の調達、組立及び設置並びにコンテンツ管理・配信システムの構築

デジタルサイネージシステムを管理・運用するためのシステムを構築するに当たり、必要となる全ての機器、ソフトウェア等を調達するとともに、調達した機器の搬入、設定、設置及び動作確認等を行うこと。

(2) その他付帯作業

ア ネットワーク構築

デジタルサイネージシステムを効率的に運用するためにネットワークが必要となる場合、デジタルサイネージシステムが安定稼働するようネットワークを構築すること。

イ 画面レイアウト作成

デジタルサイネージシステムの運用を開始するに当たり、必要となるコンテンツの配置等、デジタルサイネージの画面レイアウトの初期デザインを作成すること。

ウ システム操作研修等

本市に対し、調達したデジタルサイネージシステムに関する管理・運用の操作研修を実施すること。

エ 問い合わせ対応

デジタルサイネージシステムの使用方法等に関する本市からの問い合わせに対応すること。なお、期間は納入から最低 60 か月間とする。

## 5 調達内容

### (1) 機器の調達、組立及び設置並びにコンテンツ管理・配信システムの構築

#### ア 調達機器等仕様

次の要件を満たす機器を納入するものとする。ただし、提案者が想定する配信方法等を考慮して、より良い機能・サイズ等の提案がある場合は、本市と協議できるものとする。

##### (ア) ポスター掲示用ディスプレイ（自立式）

台数	5 台
設置方法	キャスター付きディスプレイスタンドによる設置
画面サイズ	54 インチ以上
最大解像度	1,920×1,080 以上
インターフェース	HDMI、Display Port、内臓スピーカー
視野角	上下、左右ともに 175° 以上（コントラスト比 $\geq$ 10）
輝度（最大値）	400cd/m <sup>2</sup> 以上
使用電源	AC100V
タッチ機能	搭載
画面表示	縦/横
連続稼働時間	15 時間以上
無償保証期間	1 年以上
添付品	電源ケーブル
その他	庁舎の景観を損なわないデザイン・色使いとすること。また、設置においては転落防止や落下防止の措置を講じることに加え、衝突時の事故防止の観点から、各部を鋭利にしない等の安全性への配慮を行うこと。

##### (イ) 会議案内用ディスプレイ（自立式及び壁掛け式）

台数	5 台
設置方法	2 台は、キャスター付きディスプレイスタンドによる設置 3 台は、壁に固定金具等で設置
画面サイズ	54 インチ以上
最大解像度	1,920×1,080 以上
インターフェース	HDMI、Display Port、内臓スピーカー

視野角	上下、左右ともに 175° 以上（コントラスト比 $\geq$ 10）
輝度（最大値）	400cd/m <sup>2</sup> 以上
使用電源	AC100V
画面表示	横
連続稼働時間	15 時間以上
無償保証期間	1 年以上
添付品	電源ケーブル、リモコン
その他	庁舎の景観を損なわないデザイン・色使いとすること。また、設置においては転落防止や落下防止の措置を講じることに加え、衝突時の事故防止の観点から、各部を鋭利にしない等の安全性への配慮を行うこと。

(ウ) コンテンツ管理・配信システム

- a コンテンツ管理・配信システムの運用は、複数人が別の場所から同時に行うことができること。  
例：システムをインストールしたコンテンツの管理用端末を 2 台以上整備したとき、システムを操作中にもう 1 台の管理用端末でもコンテンツの編集が可能であること。
- b タッチ機能搭載のディスプレイを活用できる画面レイアウトを作成できること。
- c 配信するコンテンツの変更作業を本市の職員が実施できること。
- d デジタルサイネージシステムに格納できるデータ容量については、提案内容を充足するとともに、将来的に拡充が可能な構成とすること。
- e 本市が取得した動画ファイル（mp4、mov）及び静止画ファイル（JPEG、PNG）又は PDF ファイルをデジタルサイネージシステムで配信できるようにすること。ただし、業務の効率化が図られると本市が認めたデジタルサイネージシステムである場合は、本要件を満たす必要はない。
- f システム設計及びソフトウェアのインストール作業が必要な場合、これを行うこと。
- g 画面レイアウトの作成にあたって、デザイン・レイアウト・必要な素材等について、本市と打ち合わせを行うこと。
- h デジタルサイネージでの広告表示は認めないものとする。

(エ) 留意事項

STB（セットトップボックス）や操作・管理端末等、デジタルサイネージシステムを正常に稼働させるために必要となる周辺機器一式を調達すること。なお、STB や操作・管理端末等の数量については、提案に沿った内容とすること。周辺機器一

式の調達にかかる費用も見積額に含めること。

イ ディスプレイ設置箇所

ディスプレイの設置箇所は、以下のとおりとする。(参考図面ディスプレイ設置箇所参照)

No.	設置箇所	用途	設置方法
1	1階駐車場出入り口付近	ポスター掲示	自立式
2	2階交流モール	ポスター掲示	自立式
3	3階正面玄関付近	ポスター掲示	自立式
4	4階南側階段付近	ポスター掲示	自立式
5	5階エレベーター横	ポスター掲示	自立式
6	1階多目的ホール横	会議案内	壁掛け式
7	1階エレベーター横	会議案内	壁掛け式
8	2階交流モール	会議案内	自立式
9	3階正面玄関付近	会議案内	自立式
10	4階立体駐車場出入り口付近	会議案内	壁掛け式

ウ デジタルサイネージ稼働時間

デジタルサイネージの稼働時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要に応じて時間の延長及び閉庁日の稼働を行うことがある。

(2) ネットワーク構築

コンテンツを配信するに当たり、必要となるネットワークインフラについても併せて設計し、敷設作業等が必要な場合は実施すること。このとき、ネットワークケーブルは、1Gbps (CAT5e) 以上を使用すること。また、通信経路において、ボトルネックが発生しない構成とすること。

(3) 画面レイアウト作成

3. 前提条件(2)(3)に記載する内容を考慮したコンテンツ配信ができるよう画面レイアウトを提案するとともに、提案した画面レイアウトのテンプレートを作成すること。

(4) システム操作研修等

導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに本市の職員に対し、操作研修を実施すること。

(5) 問い合わせ対応

ア デジタルサイネージシステムの使用方法等に関し、利用する本市の職員等からの問い合わせに電話又はメール等により対応すること。

イ 上記の問い合わせ対応時間は次のとおりとする。

電話による受付時間は、土日・祝日及び年末年始(田辺市の休日を定める条例に基づく休日)を除く平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時とする。ただし、

提案者が定める休日も受付時間から除いても差し支えない。なお、電子メールによる受付時間は、24時間とする（平日・休日を問わない。）。

## 6 成果品一覧

成果品については、次に掲げるものを想定している。ただし、最終的には納入事業者と協議の上、決定するものとする。また、成果品については、本市が容易に理解できるよう記載すること。なお、成果品は全て電子データで提出することを想定している。

No.	品名	内容
1	スケジュール表	作業内容に関するスケジュールを作成し、本市の承認を得ること。また、スケジュールに変更が生じた場合、本市と協議の上、直ちに修正すること。
2	作業体制表	本調達に関する作業体制を記載すること。
3	機器マニュアル	調達機器の使用方法に関する説明書等を納入すること。
4	システムの設定・操作マニュアル	コンテンツ管理・配信システムの設定・操作マニュアルとコンテンツを配信するまでのフロー図を記載すること。
5	システム構成図	デジタルサイネージシステムの物理及び論理構成図を記載すること。
6	ネットワークケーブル等の試験成績書	ネットワークケーブルを使用した場合、その試験成績を記載した書類を作成すること。
7	機器設置箇所及び配線図面	設置した機器及び実施した配線を本市が指示する図面に記載すること。
8	打ち合わせの議事録	本市との会議で使用した資料及び会議の議事録を提出すること。

## 7 その他の留意事項

- (1) 全て正常に稼働する状態で納入すること。
- (2) 本調達の納入者は、本調達を実施するに当たり、本市と十分な調整を行うこと。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、納入者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 本調達の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上、決定すること。